

和牛「入会放牧」の現代的意義[※]

齊 藤 政 夫^{※※}

Masao SAITO

Contemporary Meaning on the “Common Pasturing” of Japanese Cattle

1. 和牛「入会放牧」の現況

今までわが国の入会地面積は約200万ha、そのうち約40万ha(20%)が牧野で、残りの約160万ha(80%)¹⁾が山林であるといわれてきた。昭和30(1955)年の農林省による農業集落調査では、共用(入会)放牧地をもつ集落数が内地都府県計で約4,400集落、その共用(入会)放牧地面積が約225,000ha(一集落当り約51ha)²⁾とされている。

昭和45(1970)年の農林省統計では、都府県計で、明治以前からの旧慣入会林野が1,412千ha、明治以降とくに戦後、国有林野を払下げられた部落有の入会林野が341千haである。そして、前者に該当する集落数が52,466集落、後者に該当する集落数が15,172集落あるとされている。したがって、入会林野の合計が1,753千ha、³⁾⁴⁾該当の集落数は62,960集落となっている。

いま農業地域別に部落有入会林野の実数と、全林野面積に対する比率をみると第1表のようである。この表でみると、都府県計で全林野面積の約1割近いものが部落有入会林野であり、そして旧慣のものが約8割、国有林払下のものが約2割あることがわかる。農業地域別では、近畿、北陸、東北、東海に多くなっているが、全林野面積の中で、現に採草放牧地として利用されている採草放牧地率は九州、東北、中国の三地域がとくに高く、他の地域はすべてコンマ以下である。このことは、旧来、馬産地であった東北、九州が現在では和牛生産地となっていて、従来からの和牛生産地である中国地方と合わせて、三大和牛生産地と符合するのである。

第2表によって昭和35(1960)年以降の最近13年間の全国肉用牛飼養状況を見ると、総農家数の漸減よりも飼養農家数の減少が激しく、したがって肉用牛の飼養農家

率は漸減しているのである。飼養頭数も漸減の傾向にあるが、昭和48(1973)年・49(1974)年の両年が若干増加している。これは乳用種の増加が寄与していると思われる。2才以上のめすの減少は、繁殖成牝牛の減少を意味し、ストックの食いつぶしを示している。この中で、S.49(1974)年のめす2才以上の増加は注目に値する。

また飼養頭数の減少よりも飼養戸数の減少のほうが激しいため、1戸当り平均飼養頭数は逆に漸減しているのである。

次に昭和47(1972)年の農業地域別、肉用牛飼養規模別戸数および飼養農家率をみると、第3表のようである。すなわち圧倒的に(約77%が)1~2頭飼いの農家で占められており、九州、東北、中国の各農業地域に零細な飼養農家が多数存在していることを示している。また農業地域別飼養農家率をみても、九州、東北、中国の各地域に比率が高く、飼養戸数の絶対数の高い地域と一致している。このことは、前にも述べたように、林野総面積の中で採草放牧地利用率の高い農業地域と全く一致している(第1表参照)のである。

第4表で肉用牛経営タイプ別・飼養頭数規模別戸数を昭和49年度でみると、子取り経営は全体の飼養戸数の中で約6割を占める。これは飼養頭数規模別戸数の中で、1~2頭規模のものが、やはり子取り経営で約6割占めるのと同じ状況である。しかし、子取り経営を100とした中での規模別では、子取り経営は1~2頭規模が約7割を占めている。そして、飼養頭数規模別の規模が大きくなるにつれて、その飼養戸数は子取り経営、肥育経営、肉用としての乳用種経営の順にウェイトが高まっていく。全体として、第4表は、10頭以下は子取り経営、10頭以上は肥育経営が多いことを示している。

第5表は昭和30(1955)年の農林省による農業集落調査であるが、これによると全国の農業集落数は156,477

※ 昭和51(1976)年4月5日、日本農業経済学会大会個別報告

※※ 農政学研究室

第1表 農業地域別林野面積・部落有林野面積・採草放牧利用面積

(S.45)

農業地域	実 数 (千ha)					比 率 (%)				
	全林野 面積	部落有林野			採草放 牧地	全林野 面積	部落有林野			採草放 牧地
		計	旧慣林野	国有払下			計	旧慣林野	国有払下	
都府県計	19,477	1,753	1,412	341	330	100	9.0	7.2	1.8	1.7
東 北	4,773	466	301	165	138	100	9.8	6.3	3.5	2.9
北 陸	1,626	173	158	15	11	100	10.6	9.7	0.9	0.7
関東・東山	2,841	252	185	66	16	100	8.9	6.5	2.3	0.6
東 海	1,980	187	159	28	16	100	9.4	8.0	1.4	0.8
近 畿	1,854	281	271	10	5	100	15.2	14.6	0.5	0.3
中 国	2,351	146	124	22	50	100	6.2	5.3	0.9	2.1
四 国	1,382	40	33	7	11	100	2.9	2.4	0.5	0.8
九 州	2,670	209	180	29	84	100	7.8	6.7	1.1	3.1

備考 1. 資料は、1970年世界農林業センサス結果（ポケット農林水産統計，1975，pp. 114, 285.）

2. 部落有林野は、いわゆる入会林野であって、明治以前の旧慣のものと、それ以降、とくに戦後国有林を払下げられたものとのである。
3. 採草放牧地は、全林野のうち、実際に放牧採草地として利用されている面積である。
4. この表の旧慣部落有（入会）林野の権利者数（農家戸数）は、1943千戸で、その農業集落数は52,466集落であった。そこで一集落当り戸数は、都府県平均で約37戸となっている。

表の意味するもの

- ① 部落有林野（入会林野）は、都府県計で、総林野面積の約1割近い。
- ② 部落有林野は旧慣のものが、約8割、国有林払下のものが約2割である。
- ③ 部落有林野率の高い農業地域は、近畿、北陸、東北、東海となっているが、現に、採草・放牧地として利用している全林野に対する採草放牧地率は、九州、東北、中国の各地域が高く、他の地域はすべて、コマ以下である。
- ④ このことは、旧来の馬産地であった東北、九州が、現在では、和牛生産地となっていて、旧来からの和牛生産地であった中国地方と、この三つが、三大採草放牧地利用地域となっている。

第2表 全国肉用牛飼養状況

(各年2月1日現在，単位千戸，千頭)

	総農家数	飼養戸数	飼 養 頭 数					乳用種	1戸当り 平均飼 養頭数	飼 養 農家率 %	1戸当り 和牛平均 飼養頭数
			計	め す		お す					
				2才未満	2才以上	2才未満	2才以上				
S.35	6,057	2,031	2,340	400	1,284	655	...	1.2	33.5		
38	5,750	1,803	2,337	359	1,309	302	367	1.3	31.4		
39	5,667	1,673	2,208	350	1,200	318	340	1.3	29.5		
40	5,576	1,435	1,886	395	919	343	229	1.3	25.7		
41	5,500	1,163	1,577	377	733	327	140	1.4	21.1		
42	5,419	1,066	1,552	362	700	365	124	1.5	19.7		
43	5,351	1,027	1,666	365	715	453	132	1.6	19.2		
44		989	1,795	390	749	512	145	1.8			
45	5,342	902	1,789	371	794	449	175	2.0	16.9		
46	5,261	797	1,759	375	714	368	116	186	2.2	15.1	2.0
47	5,170	673	1,749	361	613	364	115	295	2.6	13.0	2.2
48	5,100	588	1,792	343	577	335	93	444	3.0	11.5	2.3
49	5,027	525	1,870	332	581	331	101	524	3.6	10.4	2.6

- 備考 1. 飼料はポケット農林水産統計(1975) p. 244より引用作成。
 2. S.46年以降の1戸当り和牛平均飼養頭数は、その当該年度の乳用種を差し引いた残を飼養戸数で割ったものである。

表の意味するもの

- ① 総農家数の漸減に比較して飼養戸数の激減は、飼養農家率の比率を低めている。
- ② 飼養頭数は漸減しているが、S.48, 49年で若干の増加がみられる。
- ③ S.48年の増頭は、乳用種の増頭による。その傾向は、S.49年にもみられる。
- ④ 飼養頭数の減少よりも飼養戸数の減少が激しいため、1戸当り平均飼養頭数は逆に漸増している。
- ⑤ 「めす」2才以上の減少は、繁殖成牝牛の減少が考えられ、ストックの食いつぶしとなっている。この中で、S.49年に、めす2才以上の数字が増加していることは注目に値する。
- ⑥ S.48年の乳用種を除いた和牛飼養頭数1,348千頭を飼養戸数588千戸で割ると一戸当り平均飼養頭数は2.3頭となり、S.49年では和牛が1,346千頭で、飼養戸数525千戸で割ると、一戸当り平均飼養頭数は2.6頭となる。

第3表 農業地域別、肉用牛飼養規模別戸数および飼養農家率 (S.47.2.1)

農業地域	総農家数	飼養戸数	飼 養 頭 数 規 模 別 戸 数								飼 養 農家率 %
			1 頭	2	3~4	5~9	10~19	20~29	30~49	50頭以上	
全 国	5,170	673	355	161	96	44	10	4	2	1	13.0
北 海 道	153	7	1	1	2	1	1	0	0	0	4.6
東 北	742	144	86	32	17	7	1	0	0	0	19.4
関 東	808	55	36	8	6	3	1	0	0	0	6.8
北 陸	396	14	10	2	1	1	0	0	0	0	3.5
東 山	278	18	8	4	3	2	1	0	0	0	6.5
東 海	556	22	11	5	3	2	1	0	0	0	4.0
近 畿	513	30	20	8	1	1	1	0	0	0	5.8
中 国	538	101	50	29	14	6	1	0	0	0	18.8
四 国	321	36	26	6	2	1	1	0	0	0	11.2
九 州	868	246	107	65	47	21	3	1	1	0	28.3

- 備考 1. 農家戸数は1,000単位、率は%、4捨5入の関係で、計と内訳の積算値とは必ずしも一致しない。
 2. 資料は、ポケット農林水産統計(1973) p. 244より引用作成。

表の意味するもの

- ① 農業地域別では、飼養戸数の絶対数も飼養農家率も、九州、東北、中国と多くて高い。
- ② このことは、林野総面積の中で、放牧・採草利用地の多い農業地域と全く同一に符合する(表(1)を参照)。
- ③ 飼養頭数規模別では、やはり1~2頭飼いが多いが、それも、地域別では九州、東北、中国の順に多い。
- ④ この傾向は、10頭以下の場合、共通で、九州、東北、中国の順に多いことを示している。

第4表 肉用牛経営タイプ別、飼養頭数規模別戸数

(S.49.2.1)

実数と比率	経営タイプ	飼養戸数 (戸)	飼養頭数規模別飼養戸数(戸)				
			1～2頭	3～9	10～19	20～49	50頭以上
実数 (戸)	計	525,200	366,100	131,200	15,440	9,374	3,056
	子取り経営	312,000	216,900	89,140	5,067	784	153
	肥育経営	123,000	87,340	23,960	6,119	4,875	739
	乳用種経営	59,260	36,150	14,080	3,637	3,372	2,023
	その他経営	30,830	24,750	4,985	613	341	141
比率 (1) (%)	計	100	100	100	100	100	100
	子取り経営	59.4	59.2	67.9	32.8	8.4	5.0
	肥育経営	23.4	23.9	18.3	39.6	52.0	24.2
	乳用種経営	11.3	9.9	10.7	23.6	36.0	66.2
	その他経営	5.9	6.8	3.8	4.0	3.6	4.6
比率 (2) (%)	計	100	69.7	25.0	2.9	1.8	0.6
	子取り経営	100	69.5	28.6	1.6	0.3	0.0
	肥育経営	100	71.0	19.5	5.0	4.0	0.6
	乳用種経営	100	61.0	23.8	6.1	5.7	3.4
	その他経営	100	80.3	16.2	2.0	1.1	0.5

備考 1. 資料は、ポケット農林水産統計(1975), p. 244より引用作成。
 2. 数字は概数で計と内訳の積算値とは必ずしも一致しない。

表の意味するもの

- ① 飼養戸数で見ると、子取り経営が全体の約6割で、肥育経営は25%弱である。
- ② この傾向は、1～2頭飼いの飼養戸数の割合と同じである。
- ③ しかし、3～9頭飼いの規模で約70%近いものが、子取り経営で、子取り経営の規模拡大がみられる。しかし、子取り経営は、せいぜい10頭までの規模の weight が高いのである(比率(2)の%を参照)。すなわち、子取り経営の10頭以上は極端に少なくなっている。
- ④ 肥育経営は、その中では1～2頭飼いが多くいけれども、飼養規模別にみると、20～50頭の階層では半分以上が、肥育経営となっている。肥育経営において、子取り経営よりも多頭化がみられる。
- ⑤ 肉用として乳用種を用いる経営では、50頭以上の規模の weight がとくに高い。

第5表 全国の共用林野集落、肉用和牛の生産地集落、共用放牧地集落

(S.30)

		集 落 数 総 数	共用林野のある 集落数	肉用牛の生産地帯 に属する集落数	共用放牧地のある 集落数
実 数	全 国 計	156,477	51,072	22,676	4,128
	北 海 道	10,197	1,041	—	666
	内 地 計	146,280	50,031	22,676	3,468
	東 北	18,136	8,249	1,722	1,318
	関 東	25,007	4,835	21	61
	北 陸	11,295	3,019	326	44
	東 山	8,142	4,370	344	63
	東 海	13,401	3,985	1,010	68
	近 畿	12,631	5,915	1,953	539
	中 国	20,744	7,467	8,357	562
	四 国	11,346	2,649	847	10
九 州	25,508	9,542	8,096	803	
%	全 国 計	100.0	32.6	14.5	2.6
	北 海 道	100.0	10.2	—	6.5
	内 地 計	100.0	34.2	15.5	2.4
	東 北	100.0	45.5	9.5	7.3
	関 東	100.0	19.3	0.1	0.2
	北 陸	100.0	26.7	2.9	0.4
	東 山	100.0	53.7	4.2	0.8
	東 海	100.0	29.7	7.5	0.5
	近 畿	100.0	46.8	15.5	4.3
	中 国	100.0	36.0	40.3	2.7
	四 国	100.0	23.3	7.5	0.1
九 州	100.0	37.4	31.7	3.1	

備考 1. 資料は、農林省農林経済局統計調査部、昭和30年臨時農業基本調査結果第4集、照査票調査結果概要、3.一農業集落概況票の結果一(昭和31年5月)、67頁、105頁より引用作成。

2. ここでいう共用林野は、国有林野法にいう共用林野ではなく広く共同利用林野であって、多くは入会林野と思われる。

意味するもの

① 共用林野集落率は、東山、近畿、東北に高いが、肉用和牛の生産地集落率は、中国、九州、近畿、東北に高くなっている。

② 共用放牧地集落率は、東北、近畿、九州、中国が高い。これらのことは、表(1)、(3)と大体符合する。

第6表 肉用牛（黒毛和種）飼養部門（繁殖）における慣行（共同）放牧と周年舎飼の経済性比較（S.43, 農家1戸当たり平均, 単位：円, %）

	放牧舎飼別	肉用牛飼養 部門所得	肉用牛飼養 部門所得率	繁殖供用成 雌牛1頭当 り所得	飼養肉用牛 1頭当り所 得	1日(8時間) 当り所得	肉用牛飼養 部門経営費
実 数	慣行共同放牧型	108,359 ^円	66.2 [%]	54,180 ^円	47,113 ^円	1,829 ^円	55,424 ^円
	周年舎飼型	122,392	59.5	61,196	45,840	1,534	83,208
%	慣行共同放牧型	89	111	89	103	119	67
	周年舎飼型	100	100	100	100	100	100

備考 1. 資料は、中山清次、「夏山放牧による子牛生産の経済性—経営構造とその生産性—」（三橋時雄編『肉用牛放牧の研究』, 1973, p. 108, 1-20表, 肉用牛飼養部門損益計算表より引用作成。

2. 調査地は、広島県比和町, 放牧型は6戸, 舎飼型は4戸の平均値。

集落, このうち共用(入会)林野のある集落数は51,072集落, 肉用牛の生産地帯に属する集落数は22,676集落あることになっている。このうち共用(入会)放牧地のある集落数は4,128集落ある。

農業地域別に共用(入会)林野のある集落率をみると, 東山, 近畿, 東北に多く, 肉用牛の生産地帯に属する集落率は中国, 九州, 近畿に多くなっている。しかし共用(入会)放牧地のある集落率は東北, 近畿, 九州, 中国の順となっていて, 他の諸地域はコマ以下の小比率である。この第5表の共用(入会)放牧地集落率と, 第1表の採草放牧地林野率, 第3表の農業地域別, 肉用牛飼養規模別飼養戸数および飼養農家率の三つの表を重ねてみると, 肉用牛飼養の盛んな地域では共用(入会)放牧が盛んであることがわかる。つまり肉用和牛の子牛生産地帯は, 旧来の中国, 近畿のほか, 従来, 馬産地帯であった東北, 九州が大きく伸びてきている。それは, これらの地域が広大な林野に恵まれており, その土地所有のいかんを問わず, 入会放牧地集落率の高いことが示されている。つまり, これらの地域は和牛の入会放牧生産が盛んで, 放牧入会慣行が強く残存していることを示しているのである。

2. 慣行(入会)放牧と周年舎飼の経済性

和牛放牧生産の経済性については, 詳細な調査をしたものがない。ただ放牧の目的が従来の飼育費の中で約80%を占める飼料費と飼育労働費の節約と, それに, 飼料の利用性の高い効率な⁵⁾、しかも強健な素牛を得ることにあることは確かである。

この種の詳細な経済性を調査した貴重な資料として, 山口大学の中山教授のものがある。中山教授によると, 昭和43(1968)年, 広島県比和町での調査で, 黒毛和牛

の慣行(入会)放牧と周年舎飼との経済比較で次のように報告されている。⁶⁾

(1) 農家1戸当り肉用和牛(黒毛)飼養部門所得は, 慣行放牧が周年舎飼よりも約11%低く, (2) 繁殖供用成雌牛1頭当り所得も前者が約11%低い。しかし, (3) 肉用和牛飼養部門所得率は前者が11%高く, (4) 飼養肉用和牛1頭当りの所得も前者が3%高くなっている。また(5) 家族労働1日当りの所得は, 前者が19%も高いし, (6) 肉用和牛飼養部門損益計算における経営費も, 1農家当りにして前者は33%も安くなっている。このように慣行(入会)放牧は周年舎飼に比べ, 相対的に有利であることが示されている。これを表示すれば第6表のようである。

なお, 和牛放牧生産の経済性については, 拙稿の『和牛入会放牧の研究—近代林野所有史との関連を中心に—』を参照されたい。とくに「和牛放牧生産の重要性」(前掲書の pp. 10~12)⁷⁾をみられたい。

3. 入会放牧の存続性

筆者の調査した岩手県の国有林での日本短角牛生産地帯, 中国地方の私有林における黒毛和牛の生産地帯, 九州阿蘇における公有林の褐毛和牛生産地帯の三大肉用和牛生産地帯では, 共同の入会放牧制が多数存在することを確認した。この肉用和牛の三大品種と, 私有, 公有, 国有の放牧林野の所有別三形態の三大和牛生産地帯では, そのほとんどが入会放牧生産である。ここでは旧来からの慣習で, 現在では肉用和牛の商品(子牛)生産を行っているのである。

この入会放牧制の存続性については, その具体的な事例として, 拙稿の熊本県産山村における山鹿牧野の詳細

第7表 調査放牧地の実質・名目別土地所有別共同放牧地集落表

(S.40)

農業地域		東 北		近 畿		中 国			九 州	共同放牧地 集落数計	
和牛三種		日本短角種		黒 毛 和 種		黒 毛 和 種			褐毛和種		
府 県		岩 手		京 都	兵 庫	岡 山	広 島	島 根	熊 本		
市 町 村		川 井		丹 後	温 泉	新 見	比 和	横 田	大 田		産 山
実 質	私 有						法 仏 (甲野邑)	山 郡 (大部分)			8
	公 有						大 谷 (綾 り) (小和田) (木屋原)	三 区 (代 山) (山 県) (山 中)			
	国 有	片 巢 箱 石 (放牧共用林野)					布 見 (比 和)	三 瓶 (山 口) (多 根) (小 屋 原)	田 間 (池 野) (志 学) (上 山) (角 井)		
名 目	私 有	ノロメキ 立 蓬 (片巢, 箱石, 岩泉)					吾 妻 山 (森脇が 中心)	山 郡 (一 部)		山 鹿 (大部分)	8
	公 有		字 井 中	川 上 野	照 桐 丹	来 岡 土	井 原 屋 (千 屋)	福 田 内 (河 内)		上 田 尻 山 鹿 (一 部)	10
	国 有										
共同放牧地 集落数計		5		6		23			3	37	

8)
な報告があるので参照されたい。
いま筆者の調査した共同(入会)放牧地の実質・名目別、土地所有別調査集落表をみると第7表のとおりである。第7表の法仏牧場は、公選3代目の小田研一元町長の所有林野を、昭和16(1941)年当時、満洲開拓分村資

金を捻出するために、現在の朝日ビール株式会社の前身、大日本ビールに売却し、現在、朝日ビールの所有地である。この実質私有地に、以前からの慣行による牛の放牧が地元民に許され、土地の売買契約証文中にも、部落共同入会放牧の内容が盛り込まれているのである。

大谷牧場は、絞り区、小和田区、小屋原区の住民個人林野を持ち寄って、契約入会放牧を始めたところである。山郡牧場は、山郡部落の住民各人の所有地のほかに、奥地の大部分は他村在住の大地主の林野が多数包含されている。この実質私有林のほかに、部落住民全員の個人所有林野のうち、部落が入会放牧をするため大幅に個人所有権を制限し、所有権を名目化しているところが一部ある。三区牧場は、代山、山県、中丁の三小部落住民の個人所有林を持ち寄って、後に契約で入会放牧を始めたところである。

布見（大滝）牧場は、藩政時代すでに旧比和部落の所有林野であって、現在は比和町有に統合され、実質的に比和町有が確立しているところである。三瓶牧場は、もともと、山口、多根、小屋原、池田、野間、志学、上山、角井の八大字部落（藩政時代の村）所有林野であった。それがいろいろの所有権移動をみて、国有地（陸軍演習場）に買収され、戦後、現在の市町村に払下げられたのである。そこで実質的に公有地化が進んでいるところである。

実質国有の片巢、箱石の両部落の放牧共用林野は、当該部落有入会放牧地に隣接して設けられているものである。片巢、箱石、岩泉のもっているノロメキ、立白、蓬平の各牧場は、名目的にしか存在していない牧野組合の所有となっている。しかしそれは登記簿上の名義だけであって、実質は、それぞれの部落有である。以下、名目の私有、公有のところは、すべて、名目私有実質部落有、名目公有実質部落有のところである。

すなわち吾妻山牧場は、名義は記名共有地である。延共有持分者数は565人もあり、他町村にも流れている。しかし、実質は地元の森脇部落有の形式をとっている。また下井谷牧場や木屋原牧場は、名義は木屋原下、木屋原上の各部落民のそれぞれの記名共有地である。しかし実質は当該部落の部落総有ないし部落合有である。山鹿牧野は、大部分が名義上、記名共有であり、一部は名義が村有となっている。しかし実質は山鹿部落の総有ないし合有となっている。

京都府丹後町の宇川、井上、中野や、兵庫県温泉町の照来、桐岡、丹土などの入会放牧地は、それぞれの町有や財産区有となっている。しかし実質はすべて、それぞれの部落有として管理、利用されている。岡山県新見市千屋の井原部落のように、財産区有名義であっても、実質は部落有林として処理されている例もある。広島県比和町の福田牧場や熊本県産山村の上田尻牧野、山鹿牧野の一部などは、名義が町村有であるけれども、実質は全く当該部落の所有として管理、利用されているところである。このように、公有林名義のところは、多くは公有

林野の形成過程（歴史）からして、実質部落有林野のところが多いのである。

さて、次に入会放牧制の存続要因をみると次のようなことが考えられる。まず入会放牧制存続の外部（環境）条件としては、(1) 立地条件が山間奥地で広大な林野に恵まれていること。(2) このような山間奥地では、社会経済的にとり残された地域であるから、他産業の発展が遅く、通勤兼業に困難など、自家労働を他に燃焼させる就業機会に乏しいこと。(3) そのうえ、文化社会的にも他との交流が少なく遅くれたところであり、旧慣が尊重され、生産と生活の秩序も旧慣が温存されやすいこと。(4) だから、ここでは国家法による慣習法の再編の過程をとりながらも、入会放牧の実体を存続させることになるのである。

次に、入会放牧制の存続要因としての内部条件をみると次のようである。

(1) 放牧入会はその性格として、他の採取入会の分割利用性に比較して共同利用性の特性をもつ。つまり、① 放牧入会は共同で牧柵や牧道の修理、草生の維持管理、飲水場の設置など、牧場管理を個別にするより共同で行うほうが有利であること。② 放牧牛の監視、たとえば発情処理など、放牧管理を個別にするよりも共同で行うほうが有利なのである。

これに反して採取入会は、林野に自生する木竹、きのこ、山菜、野草などを採取するのであるから、とくに採草利用にあっては、個別に分割利用し、時々、割り替えるなどして平等利用するほうが、③ 各自の着意と労働力に応じて、必要時に必要量ほど採取できること。④ つまり採取競争を避け、和牛の個別経営を安定化させること。このように採取入会は分割利用性をもつものである。このような採取入会の特性に対して、放牧入会は共同利用性をもつことが、現在でも、なお和牛の入会放牧制を存続させている一つの大きい理由である。

(2) 次に和牛の生産経営は、商品生産の性格をもつので、和牛の入会放牧生産と結びついて、和牛の入会放牧制が現在の成熟しきった資本主義経済体制下でも、よく存続しうる特性をもつのである。つまり、① 現在、和牛は肉用牛として商品となり、その生産は商品生産となってきた。従来の和牛は労力源としての役畜や、採肥用としての用畜であったのに比べ、金肥の化学肥料の施用と農業が機械化した今日、耕作農業から和牛飼養部門が切断され、完全な肉用和牛として用畜化された。その結果、その生産は完全な商品生産の性格をもつに至ったのである。② 他方において、林野における入会制は、本来、自給的（消費）の性格をもつものとされていた。ところが放牧入会は採取入会の自給的結合の性格に

対して、放牧自体の中に生産の性格を多分にもち、放牧が入会の自給性を破って商品生産と結合するのである。ここに和牛の入会放牧生産が商品生産の性格をもつに至ったのである。これが今日でも和牛の入会放牧生産を存続させている二つめの大きい理由である。

以上の二つは放牧入会自体が内在的にもつ特性からくるもので、採取入会の性格に比較して、その分割利用性に対する共同利用性、その自給的性格に対して商品生産に結合する特性が、放牧入会にはあるということであった。次に、この和牛入会放牧にまつわる重要な社会経済的存続条件として、(3) 山林所有者(造林権者)と地元農民集団(入会放牧権者集団)との間に、相互依存的に結合する特殊な関係が存在するのである。同一の土地の上に造林と放牧という競合する関係も存在するが、この造林権と放牧権との対抗関係を越えて、両者の間に結合する社会経済的条件が内在するのである。つまり山林所有者や造林権者は、山林所有地の地元農民集団の協力がなければ山林経営が円滑にできないのである。山林所有者や造林権者は、その地元農民の山林経営協力への反対給付として、地元を一括して、集団に対して林野の入会放牧権を認めているのである。

① 山林経営者や造林権者は、造林に当って当該林野の内部を熟知している良質な地元の造林労働が必要なのである。② 失火や放火されれば山林経営者にとって、これほど大きい損害はないのである。③ 誤伐や盗伐がないようにしなければならない。このような地元農民が一団となって、当該山林の保護と当該山林経営に対する協力がどうしても必要なのである。だから国有林においても、その他の山林地主や造林権者は、当該山林保護義

務と引き換えに、地元農民に一括して、集団として入会利用権を許容しているのである。

逆にいって、④ 地元農民(集団)は、当該山林の保護協力義務を負うけれども、山林経営の賃労働収入の機会が与えられ、兼業収入の途が開かれること。⑤ 熟知の近隣林野での入会利用ができること。⑥ このことは林野を所有しないか、あるいは所有していても、所有面積の極少の零細農民にとっては、大きい救済手段となるのである。

この山林所有者(造林権者)と地元の入会放牧農民集団との間に、相互依存的に結合する社会経済的要因が、入会放牧制を存続させる大きい原因になっている。

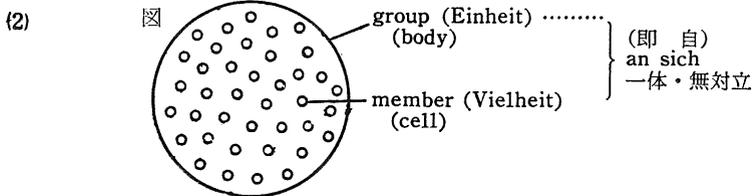
4. 入会放牧制の集団生産組織としての理想性

入会制は、本来、共同性と自給性を持ち、また全員一致主義の総手的 zur gesamten Hand な共同体を形成するので、社会保障の役割を演ずるものである。総手的集団というのは、構成員 member 全体が団体 group として手を固くつないだ形で出来上っている集団をいうのである。そこには一名の脱落も許さず、全員が共同目的に向って作動している結合集団なのである。集団は一個の団体 Einheit として、多数の個 Vielheit を共同体規制によって結合させているものである。そして前述のように、入会制の中でも放牧入会制が、商品生産集団として、機能していることをみたのである。ここに総手的生産共同体制度である入会制は、理想的な生産組織となりうるものである。この点を更に、農業協同組合集団組織と対比して詳論してみたいと思う。

入会集団原理の再編

1. 原始共産体的性格 gemeinschaftlich, persönlich である。

(1) 地縁血縁慣習 } 的結合集団で gesellschaftlich, sachlich でない。



(3) group と member の関係 { ① member の同質性 → 利害の一致
② group と member の矛盾なき一体

2. 総手的 (zur gesamten Hand) 団体 = Gesamthand の団体 他人所有地上の入会集団では

(1) 団体(集団) Gewere が強い。

- (2) 所有権的要素より member 性が強い。
 (3) 土地に対する支配力は、間接支配の債権的でなく、直接支配の物権的性質。
3. 近代を経験した入会集団の性格変化
 für sich の関係=group と member, member 間における
- (1) 集団の異質化 ① 居住移転の自由 ② 職業選択の自由 ③ 1975, 農林省, 農村環境総合調査結果(速報)によると, 農業集落内農家率30%(非農家率70%)→農村 group 内の異質化進行(後述するような混住社会となる.)
- (2) 村落集団の性格変化=経済優先が原因である。
 ① persönlich → sachlich
 ② gemeinschaftlich → gesellschaftlich
 ③ 入会(集団) Gewere → 私的所有 Gewere
 → 私権の野放し状況となる。
4. 入会集団原理の再編と現代的理想性
- (1) 歴史発展の法則に準拠している。……………弁証的
- ① an sich (即自) 一体, 無対立……………肯定
 ↓ 資本主義の洗礼…………個の埋没からの脱脚 ↓
 ② für sich (対自) 対立, 排他……………否定
 ↓ 弊害反省…………村と人間の崩壊による ↓
 ③ an und für sich (即且対自)……………否定の否定
 a. 個の確立した統一体
 b. 自他を含む高次態
 c. 対自を媒介した即自(無対立) } (新しき肯定)
- (2) 合理的再編
- ① 私権野放し状況への制禦
 ② 合理的負担と収益の平等の原則
 ③ 単なる先祖帰りではない……………an und für sich な高次態
- (3) land user's core として活用
- ① 地域全体としての土地利用→rotation block の形成
 (minor use から major use へ) が必要だが, この場合,
 ② major-minor-micro land use-complex となり,
 ③ 入会地は, 集落の land user's core となる。

農協集団は、やはり構成員(組合員)の共同利益のための社団 association, Verein である。そこには構成員個人をはなれて独自に存在し活動する全一体と観念される。だから組合員個人とは独立して、別個の法人 juridical person として認められるものである。この組合員と農協とが別々の法人格をもつということは、その法律行為のみならず、経済行為が別々に独立してできるということである。そこには組合員と農協との間に対自的 für sich な関係が存在することを意味するのである。その端的な例として、農協活動によって利益が生じたとき、その利益配分をめぐる、対自的にならざるを得ないのである。つまり、その利益の配分に当って農協と組合員との間に、常に、その還元度が問題となる。農協が利益の全部を組合員に還元配分してしまえば農協活動ができなくなる。ところが、組合員はできる限り多くの利益還元を要求する。そこには農協と組合員との間に、常

に対自的な緊張関係の存在をみる。はなはだしきに至っては、たとえば農協の共販体制に当って、組合員は常に、農協業務の内容と他の流通業者の業務内容とを比較商量しながら、農協に圧力をかけることができるのである。

これに反して、入会集団原理をみると構成員と集団とが全く一体関係にあり、両者の間には即自 an sich な関係が成立しているのである。group (全)と member (個)とが body (全)と cell (個)のような関係として、一体関係にあるのである。member の痛みは cell の痛みとして、即 body の痛みであり、group の痛みとなる。もちろん、group の痛みは body の痛みであり、cell としての member の痛みとなるものである。そこには an sich な無対立な一体関係が即自的に成立する。農協法人と組合員との間は、利害が対自的になり、für sich な関係が成立するのと対比的である。以

下、前の入会集団原理の再編図を参照されたい。

5. 若干の提言

(1) 契約入会の形成とその活用

入会権は旧来の慣習に基づく当然の権利で、一種の財産権である。だから、これを放棄することなく、集落の land user's core として活用すべきである。将来、地域全体の土地利用上の rotation block の拠点とすべきである。すなわち地域全体の土地利用を、従来の私権野放しによる minor use から、major use へ転換すべきである。

このことから、制度的に、契約によって新たに、債権的な入会関係を形成して、入会共同体集団をつくり、ここでは和牛の入会（共同）放牧生産に活用すべきであろう。契約によって、新たな債権的な入会関係を¹⁰⁾生じさせることは、多くの学者がこれを認めている。

筆者の調査した事例では、島根県横田町鳥上地区の三区牧場で、代山、山県、中丁の部落民119戸が、昭和2（1927）年、区民の林野約140町歩を囲い込んで牧場を造成し、共同で約120頭の黒毛和牛の放牧生産を開始している。また、広島県比和町の大谷牧場は、昭和9（1934）年に絞り区、小和田区民40戸が、約160町歩の個人林野を持ち寄って囲い込み、牧場を設定して67頭の黒毛和牛の放牧生産を行っている。後に大谷牧場は隣り部落の小屋原区民2名の土地所有者の加入を認めて、放牧組合のメンバーを拡大している。この三区牧場や大谷牧場の両者とも、旧来の慣習による入会放牧ではないが、部落民相互の契約によって、新たな債権的な入会関係を発生させ、近隣の慣行入会放牧と全く同様の、任意の放牧組合をつくり、共同体規制による契約入会放牧を開始したのである。ただ大谷牧場では、踏地料なる名目地代を道義的に、地主に支払っている。しかしこれは、規約には全然ないことであり、恩恵的道義的に発生したものであることを示している。

このような私所有権の野放し状態から、土地持ち寄りによる所有権を越えた利用権主義に、地域全体の林野利用を考えなおさなければならない。

また後に述べるように、国有林における放牧共用林野契約によって、村落の共同放牧のため、共用林野の設定ができるのである。これは債権的な入会放牧権設定の好例となるであろう。このような契約による入会関係の発生によって、共同放牧による和牛生産の増強に資すべきである。このことは、農地法に規定する共同の草地利用権設定制度（後述）についても同様である。

(2) 奥地入会の大牧場と、私的里山の小牧場との組み合わせの必要

旧来の入会制による慣行の大牧場は奥山間地域であり、粗放的自然草放牧が主体である。そこで充分なきめ細かい放牧管理ができない。これに、里山の私的・個別的な小牧場を各自がつくり、各戸の放牧の集約管理をするものと組み合わせた放牧生産が理想的である。これによって、子牛市場に対応できる放牧生産技術の施業案編成が必要である。この適例は、広島県比和町の場合があり、これへの行政援助がなされているのである。

(3) 広域造林放牧施業案の編成と実施の必要

(イ) member の変更拡大

a. 現住者の利用中心に考える

旧来の慣行入会放牧は、共同体規制によって、放牧権者の member に、一定の限定があり、放牧権者が固定されている。しかし、現在は居住移転の自由が保障され、職業選択の自由も保障されている。近來の経済高度成長下では、その自由な行使は活発である。従来のような集落内 member は同質性を保持し得ず、非常に異質化してきている。

最近の農林省1975年農業センサス結果概要をみると、その農村環境総合調査結果で、全国平均1農業集落当り世帯数は118戸である。このうち農家数は35戸、非農家数は実に83戸であるから、その構成比は実に30%対70%¹¹⁾という割合である。このように集団内構成が異質化してきているので、従来の入会共同制を保持することは困難になりつつある。そこで、このような混住集落における現住者による利用中心に、利用メンバーを考えなおす必要があるだろう。

b. 地域範囲の拡大を考える

前記のように、1975年のセンサス結果では、全国平均で1集落当りの農家戸数は35戸である。農林省の昭和45（1970）年における「農業集落と土地財産」調査では、都府県計で旧慣入会林野をもっている集落数は52,466集落、その使用収益権を有する農家数は1,943千戸であった。¹²⁾だから1集落当り農家戸数は全国平均で約37戸である。また、昭和30（1955）年の農林省の臨時農業基本調査結果で、その農業集落概況票の結果をみると、全国計で農業集落数総数が156,477集落、その後農家数が6,043千戸であった。だから1集落当り農家数は全国平均で約39戸である。以上の結果から、わが国における農業集落では全国平均にして、大よ35~40戸の農家数であることがわかる。

だからこれで見ると、生産機能集団として入会放牧生産をするためには、わが国では約40戸くらいは必要であることがわかる。前にも記したように、1975年の農林省の農業センサス結果では、農村環境総合調査で全国平均

1集落当り農家数は35戸となっている。1集落ではこれくらいの member でよいかも知れないが、牧場を固定して連続使用せず、rotation block を設定して輪転放牧することが望ましい。これは牛のためにも、林木や土壌のためにも万事がよいのである。混牧林経営をして、広域に林木生産と家畜生産とが両立するように、rotation をするのである。このためには広大な林野支配が必要である。このためには、所有権支配を越えた高次の広域利用権支配が考えられなければならない。

これと同時に、育林と放牧の両立する造林放牧技術の開発とその施業案の編成が大切である。この意味で、各地の造林放牧実験には、着目する必要がある。

(ロ) 現行法制における所有権を越えた林野活用制度
所有権を越えた広域造林放牧の林野活用のために、現在、どのような法制度がとられているかをみると、次のようである。

a. 単独放牧採草利用権の設定制度

この制度は、「農地法」(S.27, 法.229)第26条第1項第3号(採草)、第4号(放牧)に規定するもので、農家が単独で、農業委員会の承認を受け、土地所有者等に対して設定協議によって採草・放牧権が設定される制度である。もし協議がととのわない場合は、農業委員会に裁定申請をし(同法第27条)、裁定が認められ公示されると(同法第28条、第29条、第30条第1項)、協議がととのったものとみなされて(同法第30条第2項)、放牧採草利用権が強制的に設定される制度である。

b. 共同草地利用権設定制度

この制度は、「農地法」第75条の2に定めるもので、市町村や農業協同組合が設定主体となって、地区住民や組合員の共同利用のため、土地所有者等に対し、牧草の栽培(放牧を含む)を目的とする草地利用権(賃借権)の設定について、都道府県知事の承認を受け協議を求めて設定できる制度である(同法第75条の2第1項)。もし協議がととのわない場合は、知事に裁定申請をし(同法第75条の3)、裁定が認められ公示されると(同法第75条の4、第75条の5、第75条の6第1項)、協議がととのったものとみなされて(同法第75条の6第2項)、共同草地利用権が他人所有地の上に、強制的に設定される制度である。

c. 国有林における放牧共用林野制度

この制度は、国有林野法(S.26, 法.246)第18条第1項第5号に規定するものである。すなわち市町村内の住民または市町村内の一定地区住民に対して、共同の放牧共用権を取得させる制度である。その内容については、同法第19条以下に規定するところである。多くは放牧共用権をもつ地元民が国有林の保護義務(同法第13

条)を負担することによって、その使用対価が免除(同法第21条)されているのが普通である。

共用林野は、国と共用者である地元民とが共同して使用できる「共同占有」の性格をもつといわれている¹⁴⁾。その意味は、放牧共用林野では地元の共用放牧と同時に、国側も占有者として放牧に支障のない限りの範囲で、林木生産が可能であることを示す。ある程度の立木があることは、放牧にとっても、むしろ好ましいのであるから、混牧林経営が可能であり、畜産と林業の両用に、同一の土地を利用できるのである。このような林木生産と家畜生産とが、同一の土地で両立できるのであるから、国有林の高度利用上有利であり、共用林野制度は法理上もすぐれた法的構成をなしているといえよう。これからの活用が期待される制度である。

d. 農用地利用増進制度

これは「農業振興地域の整備に関する法律」(S.44, 法.58, 改正S.50, 法.39)第15条の2に規定する制度である。すなわち市町村が一定の農用地について、耕作を目的とし、または主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする利用権(賃借権または使用借権)の設定を促進する制度である。このためには、市町村は知事の認可を受けて当該農用地の利用増進計画をつくり(同法第15条の3)、この規定に適合する農用地利用増進計画を定めなければならない(同法第15条の5第1～3項)。そして市町村は、この計画作成に当っては、当該関係農用地にかかわるすべての権利者の同意を得、かつ農業委員会の決定を経なければならない(同法第15条の5第4項)。

市町村が、この農用地利用増進計画を知事に通知して公告(同法第15条の5第5項)すると、その公告の法的効果として、この計画の定めるところにより、利用権が設定される(同法第15条の6)のである。

このように農用地利用増進制度は、関係権利者の同意を得なければならないことから、他人の土地を直接法的な強制措置で利用する制度ではない。しかし、行政措置としての圧力が支配する関係上、間接的に他人の土地を強制利用する結果になるであろう。またこの制度は、行政主体である市町村が事業主体となる(同法第15条の2後半)ので、農業協同組合のような事業主体そのものをはずしている点が、事業推進上、大きい難点となるであろう。

e. 特定利用権設定制度

これは前記「農業振興地域の整備に関する法律」第15条の7に規定するものである。すなわち遊休農用地について、市町村または農業協同組合が、その住民または組合員の耕作または養畜(採草・放牧)の共同利用に供す

るため、特定利用権（賃借権）を強制的に設定できる制度である。つまり、市町村や農業協同組合は、このために知事の承認を受けて遊休農用地の所有者等に対し、特定利用権設定の協議を求めることができる（同法第15条の7第1項）。しかし、この協議がととのわない場合に、知事に裁定申請（同法第15条の8）をする。

都道府県知事は、当該農用地の所有者等から、遊休の理由などの意見書を提出させた上で（同法第15条の9）裁定をする。知事の裁定があったときは（同法第15条の10）、これが土地所有者等への通知と公告がなされ、公告の法的効果として、強制的に協議がととのったものとみなされる（同法第15条の11）。

以上のような諸法制により、強制的に、所有権を越えた利用も可能な途が与えられているので、その活用が望まれるのである。

（4）集落の land user's core の一つにする

これからの農業発展のためには、集落単位にもの考え、土地利用は地域全体で考える。そこには、これまでの個別土地利用の minor use でなくて、地域全体を rotation できる major use に考えを切り替えなければならぬ。つまり地域全体の土地を、自然条件、社会経済条件に適合する rotation block をつくり、その団地毎の rotation ができるようにするのである。入会放牧地は、そのための core になるのである。¹⁵⁾

宅地、水田、畑地、原野、山林を、平地、里山、奥山の立地に配置する。そして、宅地（畜舎を含む）の環境整備、水田、ソ菜、果樹、茶園、飼料作、刈干場、朝草、肥草、カヤバ、シイタケ、雑木林、竹林、分収造林の各利用地を、地域全体として block 区分し、可能な限り rotation する。土地所有の私権の野放し状況の脱皮には、上記のような法制面からの規制と同時に、地域住民全体が農地に対して「土地観」を革新する必要に迫られている。それは、「土地は元来、神さま（社会）のもの。それが個別に囲い込まれ、私有地として切り取られるのが許される条件は二つだけ。一つは各自がそれを耕作して食べるだけの広さにとどめること。二つは各自が額に汗してその土地を耕すこと。」（ジャン・ジャック・ルソーの社会契約論）。そしてこの最後の、額に汗して耕す条件こそ、「所有の唯一のしるしであって、法律上の権限のない場合にも、他人から尊重せらるべきものである。」¹⁶⁾このような地域住民による「土地観」の社会的合意がなければ、土地の合理的な利用と、その高度化を達成する途はない。¹⁷⁾

以上が、和牛「入会放牧」を存続させる現代的意義である。

6. 引用文献

- 1) 柘植教利「入会林野の概要と問題点」（『林野時報』Vol. 11, No. 10, 1963, pp21～）。川島武宜「国有地上の入会権」（『ジュリスト』No.553, 1974, p. 82）。
- 2) 農林省農林経済局統計調査部、昭和30年度臨時農業基本調査結果第4集、『照査票調査結果概要』（3）「農業集落概況票の結果」昭和31年 1956 より引用。
- 3) 農林省統計情報部編『ポケット農林水産統計』1975 p. 114, 表3「農業集落と土地財産」による。
また、合計集落数 67,638 と62,960 とが一致しないのは、4,678 集落ほど旧慣のものとは下げたものと両者にまたがって、二重にダブって持っている集落があるからである。
- 4) 高須・松岡編『入会林野近代化法の解説』1967, p. 25 には「部落有林野は……実際には、300万haには達するであろう……」といわれている。
- 5) 従来の和牛飼養で、和牛生産費中に占める飼育労働費と飼料費については、自給用の草刈労働約20%を飼料費の中に入れるか、あるいは労働費の中に入れるかによって、差異がある。大約50対30の割合となるが、二つを合わせると約80%となるのである。
- 6) 中山清次「夏山放牧による子牛生産の経済性一経営構造とその生産性一」（三橋時雄編『肉用牛放牧の研究』1973 p. 108 1—20表）。
- 7) 斎藤政夫『和牛入会放牧の研究—近代林野所有史との関連を中心に』（中央畜産会）昭和51年3月, 1976, pp. 10—12.
- 8) 斎藤政夫「入会放牧権の存続性—熊本県の一事例一」（農業法学会『農業法研究』No. 9, 1974, pp. 2—25.
- 9) 和牛放牧生産は、放牧時間に成長、子牛生産（出産）の生産過程を当然に包含する。
- 10) 民法は慣習によるものだけに限って入会権を認める趣旨と解されるが（民法第263条、第294条）、我妻栄『物権法』（民法講義Ⅱ）1952, p. 303, 末川博『物権法』1956, pp. 364, 369, 岩井萬亀「生きている債権の入会権」（『民商法雑誌』1959, Vol. 41, No. 3, pp. 3—44, 川島武宜『民法Ⅰ, 総論・物権』1960, p. 262 では、契約によって、債権の入会関係の発生を認めている。
- 11) 農林省統計情報部『1975年農業センサス結果概要』〔Ⅰ〕（10月16日公表）p. 25, 「第3表 農業集落

- の世帯構成」(全国)をみよ。
- 12) 農林省統計情報部編『ポケット農林水産統計』— 1975— p. 114.
 - 13) 混牧林とは、放牧または採草と、森林(林木)収穫とをあわせ行うもので、同一の地域で林業と畜産が併行される林地である。混牧林について最近の詳細な研究として、井上楊一郎『混牧林の経営』1967(地球出版)がある。
 - 14) 中尾英俊『林野法の研究』1965, p. 343.
 - 15) 過疎地域問題調査会(安達生恒)『過疎地域問題調査報告書—過疎地域における土地利用の現状とその有効利用の 方途に関する 調査・研究—』1976, p. 254.
 - 16) 桑原武夫・前川貞次郎訳『ルソー社会契約論』1975(第38刷)(岩波文庫), p. 38.
 - 17) 前掲, 安達生恒『過疎地域問題調査報告書』p. 260—.